

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和4年3月4日(2022.3.4)

【国際公開番号】WO2020/250715

【出願番号】特願2021-525996(P2021-525996)

【国際特許分類】

B 2 5 F 5/02(2006.01)

B 2 5 D 17/24(2006.01)

B 2 5 D 17/04(2006.01)

B 2 3 B 45/16(2006.01)

B 2 5 F 5/00(2006.01)

10

【F I】

B 2 5 F 5/02

B 2 5 D 17/24

B 2 5 D 17/04

B 2 3 B 45/16 Z

B 2 5 F 5/00 H

【手続補正書】

20

【提出日】令和3年12月9日(2021.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

駆動源としてのモータを備え、当該モータから出力される駆動力によって駆動される先端工具が装着される電動作業機であって、

30

外殻の少なくとも一部を形成する第1部分及び第2部分を有し、

前記第1部分と前記第2部分とは、離間して位置して相対移動可能であり、

前記外殻に二層成形によって成形された弾性体が、前記第1部分及び前記第2部分に跨って設けられる、電動作業機。

【請求項2】

前記第1部分は、前記モータ及び前記モータから出力される駆動力を前記先端工具に伝達する伝達機構を収容する本体ハウジングの一部であり、

前記第2部分は、作業者によって把持されるハンドルの一部である、請求項1に記載の電動作業機。

40

【請求項3】

前記ハンドルは、前記モータに電力を供給するバッテリーが装着されるバッテリー装着部を有する、請求項2に記載の電動作業機。

【請求項4】

前記弾性体は、前記第1部分及び前記第2部分の両方に二層成形によって成形される、請求項1～3のいずれか1項に記載の電動作業機。

【請求項5】

前記第1部分の、前記第2部分側の端部付近の表面に、前記弾性体と係合する第1係合部が設けられ、

前記第2部分の、前記第1部分側の端部付近の表面に、前記弾性体と係合する第2係合部が設けられている、請求項1～4のいずれか1項に記載の電動作業機。

50

【請求項 6】

前記ハンドルを形成するハンドルハウジングは、前記本体ハウジングに接続される上側端部と下側端部を有する、請求項 2 または 3 に記載の電動作業機。

【請求項 7】

前記第 1 部分と前記第 2 部分との間に介在し、前記第 1 部分に対する前記第 2 部分の移動量を所定範囲内に規制する規制部分を有する、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の電動作業機。

【請求項 8】

前記第 1 部分と前記第 2 部分は一つの部材であり、当該部材の変形によって前記第 1 部分と前記第 2 部分とが相対移動可能である、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の電動作業機。

10

【請求項 9】

前記ハンドルハウジング内と前記本体ハウジング内を通過する配線を有し、前記配線は前記弾性体に覆われる、請求項 6 に記載の電動作業機。

【請求項 10】

前記先端工具は、ピストンの前後方向への往復動による圧力変動に伴って打撃され、前記第 2 部分は、前記第 1 部分に対して前後方向に移動可能である、請求項 6 に記載の電動作業機。

【請求項 11】

駆動源としてのモータを備え、当該モータから出力される駆動力によって駆動される先端工具が装着される電動作業機であって、

20

外殻の少なくとも一部を形成する第 1 部分及び第 2 部分を有し、

前記第 1 部分と前記第 2 部分とは、接続部及び弾性体を介して接続され、

前記接続部は、前記第 1 部分に接続する第 1 端部と、前記第 2 部分に接続する第 2 端部と、前記第 1 端部と前記第 2 端部とを繋ぐ中間部と、を含み、

前記第 1 端部、第 2 端部及び中間部は一体成形され、かつ、前記中間部は前記第 1 端部及び前記第 2 端部よりも脆弱であり、

前記弾性体は、前記第 1 部分及び前記第 2 部分の上に二層成形によって成形され、前記接続部を跨いで前記第 1 部分及び前記第 2 部分の表面を覆う一連の樹脂製カバーの一部である、電動作業機。

30

【請求項 12】

前記第 2 部分に、当該第 2 部分を前記第 1 部分に近接させ、又は前記第 1 部分から離間させる方向に作用する所定以上の大きさ力が加えられると、前記中間部が破断される、請求項 11 に記載の電動作業機。

【請求項 13】

前記中間部の肉厚は、前記第 1 端部及び前記第 2 端部の肉厚よりも薄い、請求項 11 又は 12 に記載の電動作業機。

【請求項 14】

前記第 2 部分は、作業者によって把持されるハンドルの一部を形成する、請求項 11 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の電動作業機。

40

【請求項 15】

前記弾性体の素材がエラストマーである、請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の電動作業機。

【請求項 16】

前記第 1 部分は、所定の方向に分割可能な一方側第 1 部分と他方側第 1 部分とが組み合わされて形成され、

前記第 2 部分は、前記所定の方向に分割可能な一方側第 2 部分と他方側第 2 部分とが組み合わされて形成され、

前記弾性体は、前記一方側第 1 部分及び前記一方側第 2 部分の上に二層成形によって成形される一方側弾性体と、前記他方側第 1 部分及び前記他方側第 2 部分の上に二層成形によ

50

って成形される他方側弾性体と、を含む、請求項 1 ~ 15のいずれか 1 項に記載の電動作業機。

10

20

30

40

50